

平成 31 年

社会文教常任委員会会議録

平成31年 3 月 6 日

田 上 町 議 会

平成31年第3回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成31年3月6日 午前9時
- 3 出席委員
3番 小嶋謙一君 10番 松原良彦君
5番 中野和美君 13番 高橋秀昌君
7番 浅野一志君 14番 小池真一郎君
9番 川崎昭夫君
- 4 委員外出席議員
議長 熊倉正治君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐野恒雄 町民課長 田中国明
教育長 安中長市 保健福祉課長 鈴木和弘
教育委員会 事務局長 福井明 保険係長 泉田健一
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 小林亨
書記 中野祥子
- 8 傍聴人
三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
議案第13号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について
議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中
第1表 歳出の内
2款 総務費（2項・3項）
3款 民生費
4款 衛生費
10款 教育費

- 議案第 2 0 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 議案第 2 1 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 議案第 2 2 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 議案第 2 3 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 請願第 1 号 基礎年金等の改善と年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願書について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） 皆さん、おはようございます。これから社会文教常任委員会付託案件審査を開催いたします。

ことは正月から天気がよくて、大変いい日が続きましたけれども、中学校の卒業式の日だけは大変寒くて困った次第でございます。この分で行くと桜も早く咲くのではないかという期待が持てます。

それから、私からでございますが、委員長をして4年たちました。それから、2年間の人もおります。それから、先日の補選で10カ月の人もございます。皆様から大変ご協力をいただきましたことをこの場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

そんなことで私からは以上でございますが、町長、ご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） では、改めましておはようございます。今委員長さんのほうからもお話がありましたように、本当に暖かい日が続いてますか、卒業式の日もちょっと寒かったですけれども、本当に暖かい日が続いてまして、ありがたいなと思っております。今日も何か14度ぐらいまで上がるというような予想ですので、きのうよりまたちょっと暖かいというようなことで、本当に春が一步一步近づいているのかなというふうな感じがしてございます。

それこそ卒業式、大変ご苦労さまでした。きのうも同じ挨拶をさせてもらったのですけれども、久しぶりに中学の卒業式に出ささせていただきました。本当にもう何十年も前になりますけれども、自分も子どもの親として卒業式に出たころのことを大変懐かしく感じたところでございます。それから、またずっと巻き戻しをすると自分も中学を卒業した、あんなこともあったのだなと非常に懐かしく感じた卒業式でございました。

今日は社会文教常任委員会ということで、6件ほど議案がのっておりますが、付託議案としてのっております。慎重にひとつご審議をお願いを申し上げまして、簡単ですけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。座らせて進行させていただきます。

三條新聞から傍聴の願いが出ておりますので、許可しております。

それでは、始めさせていただきます。

本委員会に付託されました案件は、議案第13号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について、議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費でございます。今回は6議案ということで、この議案第13号、17号を1つずつ進行しまして、議案第20号、議案第21号を一括お話をしていただきまして、審議は1議案ずつということで、議案第22、議案第23号も一括説明の1議案ずつ審議ということで進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議案第13号を議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（福井 明君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、18ページになりますが、議案第13号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定についてでありますけれども、2月の14日、議員全員協議会で説明を申し上げたところではあります、平成31年3月末で現在羽生田野球場の指定管理を行っている環境をサポートする株式会社きらめきが4年間の指定管理期間を終了することから、改めて指定管理者募集を行ったところ同社1社のみということになりまして、審査をした結果、妥当である旨の評価を得ました。したがって、指定管理者となる法人につきましては環境をサポートする株式会社きらめき、代表者名は代表取締役社長、山田茂孝を引き続き指定管理者として指定をお願いをするものでございます。

なお、指定の期間につきましては平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました議案第13号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言願います。

ないようですので、議案第13号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第17号を議題といたします。

執行の説明を順次求めます。よろしく願います。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案第17号の説明をさせていただきますので、議案書41ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳出になります。真ん中から下のほうになりますが、2款総務費、2項徴税費、

2目賦課徴収費の関係でございます。今回補正額といたしましては77万5,000円の減額をお願いするものであります。これにつきましては、地方税法の施行規則の一部改正がございまして、本来住民税の特別徴収していただく事業所に郵送する場合マイナンバーの記載が義務づけられておったのですが、地方税法の施行規則の改正によりましてマイナンバーの記載を要しないということになった関係で、その分の郵便料を減額をさせていただくというものであります。

それから、その次の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係でございますが、267万5,000円を減額をさせていただくということでありまして、これにつきましては当課の住民係の職員1名が平成30年9月8日から育児休業に入ったことに伴いまして、不要となった人件費を減額をさせていただくという内容でありまして、説明欄のほう、2節の給料から次ページの42ページ、職員手当等、それから共済費に係る分、それぞれ減額をさせていただくということでもありますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長（鈴木和弘君）　続きまして、43ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費261万円の減額をお願いするものでございます。説明欄をお願いいたします。まず、2節給料、4節の共済費の関係につきましても保健福祉課の福祉係の職員も平成31年の1月25日から育児休業に入りましたので、その関係の不用額を減額をさせていただくものでございます。続きまして、19節の負担金補助及び交付金173万1,000円の減額でございますが、社会福祉協議会補助金ということで、こちらにつきましては事務局の3人分、人件費相当ですけれども、3人分、これを80%、あと福祉活動、高齢者福祉ということでそれぞれ1名分ですけれども、それは100%ということで人件費を補助しているのですけれども、当初予算で計上後、実績に基づいて、人事異動等の関係もございまして不要が見込まれるということで今回減額をお願いするものでございます。

2目の老人福祉費539万3,000円の減額でございます。28節繰出金でございますが、まず介護保険特別会計繰出金につきましては523万3,000円の減額でございます。後ほど特別会計のほうでも説明をさせていただきますが、年度末に至りまして給付費関係につきましては国、県、支払基金それぞれ変更申請等を行います。それに合わせまして、町の関係の負担分も減額するといった内容でございます。高齢者特別会計繰出金16万円の減額でございますが、こちらにつきましては、主なものにつきましては後期高齢者に対して人間ドックの補助を実施しております。当初予算では30人程度を見込んでおりましたけれども、実績で11人ということで、これ1人1万円の

補助をしていますが、これが主なものでございます。

続きまして、3目障害者福祉費700万円減額でございます。こちらにつきましても給付費関係それぞれ12月までの実績を見、それから今後支出されるだろうという見込みを踏まえましてそれぞれ減額をさせていただいている部分でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 続きまして、44ページ、下のほうになります。よろしくお祈いします。3款2項の児童福祉費、2目の児童運営費につきまして、20万6,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄のところではありますが、幼稚園運営その他事業費につきましては、23節償還金利子及び割引料の増額につきましては子ども・子育て支援交付金で、平成29年度の実績報告により事業が確定したことから、国庫補助金並びに県補助金にそれぞれ10万3,000円の返還金が生じるために補正をするものでございます。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 続きまして、45ページになります。3目の児童手当費でございますが、55万5,000円の減額でございます。こちらも同様です。年度末に至りまして、それぞれの人数確定見込みということで、それぞれ増減の整理をさせていただいているところでございます。特に一番上の3歳未満被用者分ということで170万円大きく減額をさせていただいておりますけれども、当初予算の段階では出生数を65人程度ということで予算計上しておりましたが、実績見込みで50人ぐらいになるだろうということで、15人減るということで、これが大きなものでございます。

めくっていただきまして、46ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費ですが、503万3,000円の増額の補正をお願いするものでございます。まず、説明欄、母子健康診査事業236万円の減額でございますが、妊産婦健診の関係、これにつきましても当初65名程度を予定しておりましたが、今後の見込みで45人ということで20人分を減額しております。続きまして、乳幼児育児用品購入費の助成でございます。こちらにつきましても当初171人程度を見込んでおりましたけれども、実績、今後の見込みで147人ということで、24人分の減額を、落とすということでございます。続きまして、その他事業のところ24節投資及び出資金でございますが、こちらにつきましては三条地域水道用水企業団のほうに出資をしているわけですが、企業団のほうの請負差額等の関係で町の出資分が減額になった関係でございます。続きまして、28節繰出金809万円、国民健康保険特別会計への繰出金でございますけれども、こちらにつきましては財政安定化支援に伴う繰出金ということで、こちらにつきましては普通交付税でそれぞれの額が確定したことに伴いまして、増額分を繰り出しするものでございます。

続きまして、47ページ、2目の予防費354万円の減額でございます。予防接種委託料、これは253万円の減額でございますが、これにつきましても個別接種実績見込み、今後の見通しにおきまして減額をさせていただいているところでございます。こちらにも主に子どもの関係がございまして、出生数の関係65人程度を見ておりましたけれども、50人ということで15人分の減額でございます。健康増進事業、健康診査委託料101万円の減額でございますが、こちらにつきましても特に健診、それぞれ今後の見通し、見込み等によりまして減額をしておるところでございますが、一番大きいのは特定健診ということで、56万7,000円の減額をしておるところでございます。当初見込みより59人減るということで、減額をお願いするものでございます。

町民課長（田中國明君） それでは、続きまして3目環境衛生費をお願いいたします。今回補正額113万3,000円の減額をお願いするものであります。右の説明欄のところをお願いしたいと思いますが、1つは合併処理浄化槽補助事業315万7,000円の減額をお願いするものでありまして、これにつきましては5人槽を12基、7人槽15基を当初予定しておりましたが、最終的な見込みとしまして5人槽が8基、それから7人槽が4基と合計12基の支出の見込みであるということから、315万7,000円を減額させていただきたいというものであります。続きまして、その下、環境衛生事業202万4,000円の増額であります。この内容といたしましては加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金の増額をお願いするものであります。内容といたしましては、今回のダイオキシン対策に伴う修繕料の増ということ、組合の修繕料としましては729万円を計上させていただきたいということでありまして、これにつきましては1月22日、組合のほうで専決処分をさせていただいているという状況であります。このダイオキシンの関係につきましては、1月21日の全協時に説明をさせていただいておりますが、若干その内容について再度また説明をさせていただきますと、1月27日から2月6日までの11日間で清掃センターの修繕をやっていきますよと。そのやる中身としましては、バグフィルター内のろ布の交換、それから燃焼室の煙道、ガス冷却室及び減音棟の清掃、それから排煙ダンパーの調整、それとガス冷却室給水管の取りかえと、この4点が主な内容で、私のほうで説明をさせていただきました。それで、その修繕をした後に2月8日、測定検査、それから2月22日、県へ報告、2月23日、稼働というような段取りで消防衛生組合のほうではいたということなのでございますが、昨日の新潟日報の新聞報道で議員の皆様方ごらんになっていたかと思いますが、当初2月末に予定していた改修後の検査結果の測定がおくれるというようなことで、今のところ聞いておるところであります。それにつきましては、

燃焼温度が上がらず、正常な燃焼運転ができなかったため、ちょっとおくらせているのだというようなお話でありまして、小池市長のほうとしましては結果がわかり次第発表するというので、事務局のほうからそういう話で伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きますと、4目の保健生活推進対策費の関係になりますが、20万9,000円の補正、減額をお願ひするものであります。この内容につきましては、消費者行政にかかわる講座ですとかチラシを配布しておりまして、実はこれ100%補助で実施しているものであります。今回減額させていただくということというのは、国の交付金と、それから県の消費者行政活性化基金の財源を併用して実施している事業なのですが、今年度国の予算が減額されたことに伴ひまして、それら講座を当初4回予定していたものを3回の実施、それから印刷製本費ということで19万4,000円減額しておりますが、これにつきましては当初はA4のカラー8ページの冊子を想定しておったのですが、そこまでちょっと予算の確保できないということで、A4カラーの4ページに変更させていただいたものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、続いて10款教育費に入ります。52ページをごらんいただきたいと思ひます。10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費につきましては、78万9,000円の減額をお願ひをするものでございます。説明欄であります。事務局費につきましては2節給料、それから3節職員手当、これはいずれも教育長に関する内容で、教育長不在期間、6月の22日から7月の16日までの間がありますが、不在期間が生じたことによりそれぞれ減額補正をするものでございます。

続いて、3目の教育振興費につきましては、8万8,000円の増額をお願ひをするものでございます。説明欄のところですが、教育振興費につきましては報酬の地域コーディネーター報酬を38万円減額をすることについて、年度当初に地域コーディネーターにお願ひをした方が平成30年7月の17日から教育長に就任したことに伴ひ、以後不在となったため、これを減額して補正をするものでございます。続きますと、53ページに入りますが、7節賃金の事務補助員46万5,000円を減額することにつきましては、理科支援員の実施見込み回数が当初予算に比べて少なくなったことから、実績によって補正をするものであります。当初小中合わせて240回を想定をしていたのですが、3校合わせまして90回ということでありました。それから、19節負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金の93万3,000円の増額をお願ひするものにつきましては、新たに新潟市の和光幼稚園に9月から1名入園したこと、それから田上

いずみルーテル幼稚園で3歳児の対応加配加算ですか、2名追加されたことから、増額補正をするものであります。

続いて、4項の社会教育費、1目の社会教育総務費の3万円の減額につきましては、生涯学習事業で本年度ロビーコンサートが終了したため、実績により減額補正を行うものであります。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました17号の関係について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言願います。

5番（中野和美君） 47ページの環境衛生事業の町民課の環境の分野なのですが、環境衛生事業の202万4,000円というのは、全体で729万円の田上の分ということで、この前加茂市長が発言した内容のまた追加分ということの部分でよろしいですね。

それと、ちょっと聞き逃したのが、すみません。今度53ページの賃金のところで、理科の実験等で240回のもものが何回になったかというのをちょっと聞き漏らしたので、教えていただきたいのと、やはり理科の実験ってとても大切で、化学や物理に対して興味を持ってもらうということはとても大事だと思うのですが、そういうスタッフのこれからの確保といいますか、どのように考えていらっしゃるのかちょっとお聞かせいただけたらお願いします。

町民課長（田中國明君） すみません。私の説明がちょっと足りなくて、申し訳ありませんでした。基本的には平成29年度の繰越金をまず財源として全部繰り出して、それから消防衛生保育組合のこの中の予算の内訳としましては、消防費とかほかのものもいろいろありますので、それぞれの負担額を全部精査をしまして、その結果、不足する財源がこれだけあるということで田上の負担分として今回202万4,000円を増額をお願いするという内容でありますので、大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、回数については当初予算では240回、3校合わせてということですが、それが実績で90回ほどということであります。これについては理科支援員につきましては、大学連携の関係で新潟薬科大学の学生さんを入れているわけですが、その部分でかなり大学生、試験だとかカリキュラムがあったりして合わなかった部分がありますので、今後につきましてはちょっと教育長のほうから。

教育長（安中長市君） 薬科大学との連携で、理科支援員が入っています。中学校と小

学校2つです。これ理科の実験の準備とか後片づけとか、また授業の中でサブになって先生と一緒に授業をするということで、学校にとっても大変ありがたい、ある意味では働き方改革ということで手助けにはなるのですけれども、当初始めた当時はちょうど向こうの授業と学校の都合が非常に合って、240回ほとんどやっていたのですけれども、やっているうちの学生の授業の体系が変わってしましまして、学校の都合と学生の都合が合わなくなってきました、人数が少なくなってきました。来年はそれを改善しようということで、4月が始まったらすぐに向こうの先生と私で相談をしたいと思っております。

13番（高橋秀昌君） 民生費のほうで伺いたいと思いますが、45ページの児童手当費なのですが、私久しぶりにこれの勉強ではなくて、見たものですから、まず現在の児童手当の制度について簡潔の説明していただいた上で、それぞれの見込みと数字について、人数ですね。そこら辺を明らかにしてもらいたいと思います。

保健福祉課長（鈴木和弘君） まず、金額から申し上げます。

13番（高橋秀昌君） 制度から言ってくれない。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 制度は、基本的には子どもさんに対して国というか、支払いをするということで、財源的には国と市町村とで負担をするという仕組みになっています。

13番（高橋秀昌君） 県は入らないのですね。

保健福祉課長（鈴木和弘君） すみません。県も入ります。あとは、あれでしょうか。詳細は係長から説明してもらっていいですか。あと何を、私ちょっと細かい部分、人数とか金額はどうしますか。

13番（高橋秀昌君） 金額はいいです。私は制度そのもので、1人当たり何をどう出すのかという、幾ら出すのか、そういうのも全然わかっていないので、それが知りたいので、お願いします。

保険係長（泉田健一君） おはようございます。保険係長の泉田です。よろしく申し上げます。

まず、児童手当の制度についてですが、今ほど保健福祉課長のほうからもお話がありましたとおり子どもに対しまして国、県、そして町が負担をして行う制度になります。対象となる子どもにつきましては、出生した0歳から中学3年生までになります。支給額につきましては、こちら3歳未満、3歳の誕生日を迎えるまでのお子さん1人につきまして一律1万5,000円。

13番（高橋秀昌君） 年間ね。

保険係長（泉田健一君） いや、月です。月1万5,000円。3歳以上、小学校が終了するまでのお子さんにつきましては1人1カ月1万円。ただし、第3子以降につきましては1人1万5,000円になります。そして、中学生につきましては一律1万円となります。この児童手当の制度につきましては、所得制限が設けられておりまして、これは扶養の支給をされます主にお父さんか、そのお子さんを観護している方の所得になりますけれども、その方が扶養している親族の数に応じて変わってまいります。扶養親族がゼロの場合は622万円の所得額から人数に応じてこの額も増額されていきます。この所得限度額を超えた方につきましては、支給額が1人一月5,000円になります。その支給につきましては、4カ月に1回、6月、10月、2月、この3回を支給月としております。また、支給を受けている方につきましては、毎年6月に現況届の提出を求めまして、またその年度におきましての所得を確認し、先ほど申し上げました所得限度額を超えているかどうか、また家族構成等変わっていないかというのを確認をさせていただいております。

制度の概要としては以上になります。

13番（高橋秀昌君） あと人数。

保険係長（泉田健一君） 人数につきましては、延べ人数という形になりますので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 個々でわからない。3歳未満。

保険係長（泉田健一君） 個々になります。実数ではなくて、年間支給した延べ人数になりますので、お願いいたします。これにつきましてもおおよそ12で割り返していただければいいかと思うのですが、ただ出生した月ですとか、その辺によってもちょっと変わってきますので、おおよその目安として……

13番（高橋秀昌君） 細かいのは見ていないのね、まだ。決算にならないとわからないね、現時点では。

保険係長（泉田健一君） はい。では、まいります。3歳未満被用者分につきましては、当初予算におきまして1,630人分を見ておりました。人月というふうに言ったほうがいいかもしれませんが、ただ実際の最後の決算見込みとしましては1,447人になります。同じく3歳未満の非被用者分につきましては、当初200人分を見ておりましたが、実際最終的な決算見込みとしましては247人。小学校終了前第1子、第2子分につきましては、6,525人を見ておりましたところ6,636人。第3子分につきましては、同じく小学校終了前第3子分につきましては、1,190人を見ておったところ1,196人。中学校終了前分につきましては、2,730人を見ておりましたところ2,740人。そして、

特例給付分、これは所得制限を超えた方の分になりますが、この方につきましては340人を見ておりましたところ377人の見込みとなっております。

人数としては以上になります。

13番（高橋秀昌君） そうすると、ここから見える、数字から見えるのは、未満児のほうが減っているわけですから、途中で移住してきたというほうが増えてきたというのが今の見込みなのだよという捉え方でよろしいでしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） この数字だけから見れば高橋委員がおっしゃるように移住してきた、予算の段階ではある程度どうなるかという見込みを立てているのですが、基本的に転入、転出は見ていないという形で予算計上して、どういう動きがあるかということで、それで少しこの辺ちょっと増減している。現実的には一時的には帰ってきて、また出ていったりする人もいるかもしれませんから、一概には増えたかというのはなかなか難しい部分かなというふうに考えています。

13番（高橋秀昌君） 子どもたちの状況を知りたいために今質問しました。ありがとうございました。

その次に伺います。保健衛生のほう、46ページについて伺います。4款の衛生費のところではありますが、ここでは健康診断とかそういう種類なのですが、例えば母子健康診査事業の中では65名を予定していたが、45人、20人減というところでは。さらに、乳幼児についても171人を予定していたけれども、147と。軒並みにこうした母子健康事業の予算を減額するわけですが、これは当初出生率などを見ていたのだけれども、そこまで到達しなくて減額という状況というふうに理解すればよろしいでしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 高橋委員がおっしゃるとおりです。そのとおり予算のときはそういう形で見込んでいたけれども、現実的にはそういう形。妊婦健診ですから、当然妊婦さんこのぐらいいますという、妊婦さんが出るだろうというふうに見ていた部分もありますし、乳幼児育児用品は生まれてから2歳まで月2,000円ということのうちうちのほうで助成をしている部分、それも同様な形になります。そういうことです。

13番（高橋秀昌君） こういう母子健康というのは、妊娠したときに来ないということは基本的にないわけですから、相当予定よりも減少しているということから、やっぱりこういうことに対しても町としても直接効果をもたらすことは極めて難しいのですけれども、出生率を上げていく努力の一つのポイントというか、見方としてのポイントがあるのではないかと思うので、ぜひ町長、この点も数字をごらんになっ

て、何とかしなければならぬだけではなくて、具体的な策を打っていくと。もちろん単年度で1,000万円投下したから、出生率がほんと上がるわけではないのですけれども、そういう姿勢がすごい大事だと思いますので、その点後で感想というか、私の質疑に対してもご答弁願いたいと思います。

次に伺います。予防接種事業について、47ページです。ここも個別の65人が50人で15人が減少してという。主に大体特定健診についても減っているわけなのだが、これは私はすごく予防なんかで気にしているのは、特に国保なんかの医療費が増えているという状況を抑えるため、それから皆さんの健康を維持するためにも予防の医療をどう強めるかというのは、国としても自治体としてもやっぱりしっかり見ていく必要があると。例えばかつて岩手県沢内村では、村長自身がとにかくくしゃんとくしゃみをしたら医者に行けと。肺炎なられて何百万円使うよりも、くしゃみをして医者に行ったお金のほうがはるかに安いということから、これを徹底して20年間強めて見事に医療費を下げていったという実績を持っています。こういうことから学びまして、田上町も受診率をどう上げていくかということが私はポイントだと思って考えているのですが、今回のこれは決算ではありませんので、あくまでも途中経過ですから、そういう前提で見させてもらったのだけれども、これはあくまでもこのくらい見ておけばいいだろうということから、65にしたけれどもということなのか、それとも昨年の実績からしてここまで引き上げようということをやったけれども、いかなかったという施策的な弱点がそこにあらわれているのか、それともただ単に数字のせただけだよというふうに見たらいいのか、この点教えてください。

課長は入ったばかりだから、係長に説明させてもいいのだ。そんな別にこだわらないです。

保健福祉課長（鈴木和弘君） わからなかったら頼みます。私が何となくわかる、国保もいましたから、その部分を含めて、では私が話をさせていただきます。

まず、個別接種については基本的には子どもさんの関係がありますから、出生数と割と連動している部分があるということで、65人を見て、実績的には50人だろうという形になっています。健康診査についても、それぞれ一応は実績見込みを踏まえた中でやっています。先ほど高橋委員が言うようにこれだけ伸びるだろうということではなくて、ある程度このぐらいだろうと実績にプラスアルファという形で当初予算では当然見えています。

それから、国保も含めた中で特定健診の取り組みということで、今までは健診だけではなくて、半日ミニドック的な部分でがん検診とかそういった部分も一緒に取

り組もうということで、私当時町民課長にいましたけど、そういう形でなるべく受診、来る手間をなるべく減らそうということで年2回やっています。以前特定健診の始まる時間をちょっと早目にしてみたり、今もやっていますけれども、土曜日とか、日曜日とか、なるべくそういうことで受診はしていただけるような環境をいろいろ整えていきながらやってきました。ただ、なかなか特定健診受診される方が少ないというのが現実でありました。そういう中で、個別で要するにお医者さんにかかっているところでもできるような形の対応をとれないかという取り組みもしました。それは、国保の関係でやりましたし、最近では医療機関にかかって、特定健診でなぜこちらで受けられませんかみたいなアンケートも以前した部分はやっぱり待つとか、自分でもう個別的に医療機関、かかりつけ医に行っていますよという部分がありましたので、そういった部分で個別受診をしたり、あるいは逆にそういった受診をしている人で特定健診に必要なデータがもらえないのかというような話の中で、1項目とか2項目だけが足りなくても特定健診としては扱いになりませんから、そういった部分を逆に言うと医療機関にお願いをして、うちのほうに特定健診という形でデータをもらうことによってうちのほうで受診したという扱いになるということで、そういった取り組みを平成29年からいろいろやってきまして、おかげさまでこの前も決算のとき話もしたかと思うのですが、ようやく県平均をやっと超えたという状況がありましたので、少しずつそういうふうな取り組みをしていることによって、高橋委員がおっしゃるとおりにまずこの受診率を上げていく。当然いろいろ医療機関かかっているとおりだと思いますので、最終的にはそういうのを広げていって、国保のほうでも当然言われるように医療費がかからないような形、それこそ人間ドックの助成もかなり多かったものですから、そういった部分で少しでも受診の機会を増やそうということで平成30年度から助成の金額も上げたりした措置は一応やっていますので、少しずつそういう部分の取り組みはして、ただ即効性があるものではないですから、すぐ医療費が落ちるかということは高橋委員がおっしゃるように、ここしばらくちょっと様子を見ていかなければいけないかなということで、町としてもそういう形での取り組みはやっているというのが現状でございます。

13番（高橋秀昌君） 平成29年からやられて、医師との協力関係でやられているということで、全体としては受診率が上がるということ、それ自体はプラスなことなのですが、私はもっと積極的にこの受診率を上げる策を練る必要があるのではないかと思うのです。この考え方というのは決して否定しませんが、現状をつかむというだけの話なのです。これをどうやって引き上げていくかと、受診率を。健康診断をい

かに引き上げていくかというのは非常に大きな課題でもあるわけなので、ぜひ取り組んでもらいたいということをごここで述べておきたいと思うのですが、数字的にあったら教えてください。それで、県平均ぐらいになったというのですが、受診率どのぐらいになりましたか。それから、分母がどうなのか。昔分母を聞いたら驚く答弁があった。分母は健診しますかと通知出して、しますと返ってきたのを分母にして受診率を出して七十何%だとかという。それ違うだろうと言っても、それでも引かない課長がいましたけれども、分母を改めてお聞きしたい。分母がどのぐらいなのかも含めて受診率をお願いします。

町民課長（田中國明君） 受診率としましては、平成29年度45.1%であったのですが、今ほど言われる分母の細かい数字についてはちょっと資料を今持ってきておりませんので、申し訳ございませんが、お願いしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 基本的には分母は対象者全員だよな。

町民課長（田中國明君） はい。

13番（高橋秀昌君） そうですよ。決して通知を……

町民課長（田中國明君） そうです。

13番（高橋秀昌君） わかりました。後でまた聞かせてください。お願いします。

これで最後になります。43ページの老人福祉費のところでは人間ドックが30人を見込んだけれども、19人の実績だったというのは、とても3分の1しか実施されていないということですが、これはこういうふうに見ていいですか。前年度30人ぐらいだったけれども、今年だけがなぜか11人なのだよという捉え方でいいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） これにつきましては、後期高齢者の人間ドックの関係になるわけですが、毎年30人程度予算計上しているのですが、実際はそれよりも少ないというのが現状でございます。今年はい多いほうではないかなと見込んでおります。大体3人とか、4人とか、多くても大体平均五、六人というのが過去の実情であるようでありますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） 今自治体の多くの部分が後期高齢者になった途端に人間ドックの助成が1万円に下がってしまう。田上町は2万7,000円を74歳まで出していますが、75になった途端に1万円に下がってしまうという現状があるわけなのですが、後期高齢者の人間ドックというのは74歳までの人間ドックよりも安く受診することができるのですか。

町民課長（田中國明君） そのようなことはない。全くそれは、74歳も75歳も変わらない。

13番（高橋秀昌君） そうすると、医療の分野では後期高齢者といって、75歳になった途端に74歳までの医療にかかる経費をかけないと、これが国の考え方なのです。だから、75歳以上を後期高齢者と呼んだのです。実は75歳を過ぎたときに1万円になるのはそのせいではないのだけれども、いずれにしても75歳を過ぎると人間ドック行かないだろうという前提がまずあるのではないかと。ところが、現在の80代でも元気で活躍されています。いろんなボランティアのところでも、田上町でも。そうすると、かつてのような75歳過ぎたらもう動かないし、医者にも行けないしという状況から随分変わったわけですから、それにふさわしいやっぱりドックへの助成を考える必要があるのではないかと思うのです。今ここで答えを出せとは言いませんが、11人が多いほうだというのに私は驚いているのです。これは、当局とすれば例年よりも多いということは事実だが、75歳を過ぎても高齢で元気な人たちがいる中で、人間ドックを受ける人が極めて少ないというのは必ず大きな医療費がかかるわけですが、そういう方々というのは。そういう面ではここに積極的に人間ドック行ってもらって、早いうちに発見をし、結果として医療費が少なくなるという。その人も健康で長生きできるという田上町を作っていく視点が必要ではないかと。こういう点では直ちに答え出せとは言いませんけれども、ぜひ当局も執行部、町長もぜひこういう視点で考えていただきたいということを申しておきたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 私に対してのあれもありましたので、お答えさせていただきたいと思えますけれども、子どもの出生数ですか、本当に大きな課題だと捉えております。人口減少、これももちろんそうなのでしょうけれども、やはり若いお母さん、若い世代が第2子、3子を持ちたくても、やはりそういう経済的な負担というのは一番大きな原因なのだろうと思います。そういう意味においては私は今回給食費の負担軽減、そういうことも出させてもらっております。それは、すぐには結果が出るとはもちろん思っておりませんが、そういう形で今回やらせてもらっておりますし、またそれ以外にも若い世代、もっと希望する子どもを持てるような、そういう政策というのをやっぱりしっかりこれから作っていかなくてはならぬなど、こう思っております。

それから、先ほどの人間ドックの話がありました。私もそろっと後期高齢者もだんだん近くなっていますので、私のことを言われているように思われますが、その辺も十分ひとつ研究していきたいなと思っております。

以上であります。

町民課長（田中國明君） 先ほどの高橋委員からのご質問の特定健診の対象者の関係ですが、平成29年度の状況のちょっと資料がありましたので、説明のほうさせていただいてもよろしいでしょうか。

13番（高橋秀昌君） お願いします。

町民課長（田中國明君） 特定健診の対象者といたしましては2,436名、これが分母になるかと思えます。この数につきましては、平成29年4月1日現在の40歳から74歳までの方、町内の方が対象で2,436名ということで、そのうち人間ドックの受診者が182名、それから集団健診の受診者が835名、続いて個別健診受診者が5名、それで先ほど保健福祉課長のほうからお話のありました医療機関からのデータ提供者、これが76名ということで、総体しますと受診率が45.1%となりまして、田上町が県の平均を上回ったというような状況になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

14番（小池真一郎君） 47ページ、先ほどの消防衛生保育組合の説明の中で、課長のほうからダイオキシンの絡みで説明がありました。今隣の加茂市では選挙戦に入りまして、特に注目されているのがこの焼却場の関係で大分注目されておりますけれども、先ほど説明の中でダイオキシンはいろいろ手当てをして、今一生懸命やっているという話であります、その説明の中で私も気になっているのですが、窯の温度が上がらない。私もここ近年見ていると、あの煙突から黒い煙がずっと出ているのです。そうすると、恐らく窯の温度が全然上がっていないという形に今なっているのだらうと思ひますけれども、その辺の説明は課長のところへは来ているのかどうかちょっとお聞きしたい。

町民課長（田中國明君） 具体的に窯の温度が上がらないというのは、とめていて修繕をした事後の関係ですけれども、その窯の温度が再度検査するときには上がらなかったと。当然休んでいますから、その間で燃焼温度が上がらなかったのだというような話は聞いておりますが、今現在稼働している部分についての窯の温度が上がっていないというようなことは聞いてはおりません。それで、恐らく黒い煙が出ているというのは、朝私もよく見るのですが、A重油で火をつけたときに出る部分が大半ではないのかなというふうには私も見ておったのですが、以上です。

14番（小池真一郎君） そういうことではないような気がするのです。かなりの期間で、常に出ているわけではなくて、時たま必ず黒い煙が出ている期間がかなり2月に入ってからずっと続いているような気がするのです。その時間、1日黒い煙が出ている。だから、また欠陥があるのかなと。そして、時たまとまったりすることもあったり

するから、その辺の事情を後でよろしいですので、聞いてほしいと思います。

終わります。

町民課長（田中國明君） わかりました。

5番（中野和美君） やっぱり47ページのところで、今ほどの予防費の予防接種のところなのですが、田上町ではインフルエンザの予防接種にはお金を出していないはずと思いましたが、ほとんど乳幼児……

（出しているの声あり）

5番（中野和美君） 出している。田上町は皆自己負担だというふうに聞いていたので、そうではないですか。では、またそれも教えていただきたいのと、それと予防接種の中で乳幼児もちろん入っていると思うのですが、私なんかも子どもたち3人とも全員予防接種受けられるものは全部受けさせてはきたのですが、今になって考えますと生ワクチンのポリオなんかはとても危険なワクチンだったとか、この前問題になりました子宮頸がんのワクチンもかなり後遺障害だとか、インフルエンザなんかでも後遺障害の問題が出てきていて、若いお母さん方はワクチンを受けたくない、予防接種を受けたくないという考え方もかなり広まってきているのですが、その辺で受けなかった方に対しましてはどのように対応されているか教えてください。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 細かな部分で、すみません。係長から答弁します。

保険係長（泉田健一君） 今ほどの中野委員のご質問についてですが、まずインフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上の高齢者に対しまして自己負担1,620円で受けられるような形で行っております。ただ、それ以外の方についての助成は行ってはおりません。

子どもの予防接種未受診者に対しましては、年度内におきまして様々な形で受診勧奨を行っております。乳児健診であったり、そういう機会を捉えまして母子手帳を見る機会がございますので、その中で受診していないお母さんに対しましては受診勧奨するようにしておりますし、年度末が今近づいておりますけれども、この間行っていない未受診者の方につきましては、個別に受診を行うような形での送付文なども送ったりしておりますので、そういうような形でさせていただいております。

5番（中野和美君） ありがとうございます。というのは、私は逆に強制的に予防接種を受けさせるのではなくて、本当は受けたほうが良いとは私も思うけれども、これは後々にならないとわからないこともあるので、確実に強制という形ではないような対応でお願いしたいということです。ありがとうございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにご質問ある方ございませんか。

ないようですので、議案第17号に対する質疑は終了いたしました。

次に、議案第20号、21号を一括議題といたしまして、説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第20号 国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）をお願いしたいと思います。議案書75ページになります。よろしいでしょうか。

第3号の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,472万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を13億4,720万6,000円といたすものであります。主な内容といたしましては、歳入では国民健康保険税、それから繰入金におきましてそれぞれ交付決定及び額の確定見込みによりまして増減整理をお願いしてございますし、歳出におきましては今後の国保財政の運営に備えるため、財政調整基金への元金の積み立て等を追加している内容でありますので、お願いしたいと思います。

それでは、80ページの歳入のほうをお願いしたいと思います。まず、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税の関係になりますが、今回500万円の減額をお願いする中身であります。それぞれ1節、2節、3節、1節では150万円、2節支援金分では100万円、3節介護納付金分では250万円ということでそれぞれ減額をお願いしているものであります。この内容につきましては、被保険者数の減によりまして減額をするというものであります。その内容としましては、後期高齢者医療制度への移行等に伴うものでありまして、1節の現年度課税分でありますと約50人程度被保険者が減っているという分でありますし、支援金分につきましても同じでございます。介護納付金分につきましては、当初900人で予算を計上しておりましたが、実質800人ということで、ここは100人分程度の減というような影響がございまして500万円の減額をお願いするという内容であります。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の関係でございますが、809万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、先ほど一般会計のほうで保健福祉課長のほうから説明がありました財政安定化支援ということで、平成30年度の地方税の中に入ってきておりますそのものを出すというような形でありまして、交付税の中に入ってくるのは80%分でありまして、20%分町の一般財源を足して繰り出すという中身であります。

次に、2項の基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金の関係でございますが、460万円の減額ということであります。これにつきましては、当初財源措置として見込んでおりましたが、結果的にその措置が不要となったということで、財政調整基金の減額をさせていただきたいということであります。その要因としては、

特定健診の受診者の減で当初見込みよりも減だったというようなことであるとか、脳ドックの受診者が少なかったことによるものでございます。

次に、7款繰越金ですが、4,623万9,000円の増額でありますけれども、これについては平成29年度から繰越金の全額財源措置するという内容でございます。

それでは、1ページはぐっていただきまして、82ページをお願いしたいと思えます。歳出になります。5款基金積立金、1項基金積立金であります。財政調整基金積立金ということで補正額3,215万円の増額をお願いしたいということであります。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、今後の国保の財政運営に備えるため、元金の積み立てをお願いしたいという内容であります。そういったしますと、平成30年度末の基金残高の見込みといたしましては、先般の社会文教委員会のときにもお話しさせていただきましたが、基金残高の見込みといたしましては2億4,820万円程度というような見込みでございます。

続きまして、6款1項3目の償還金の関係であります。今回1,257万9,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、平成29年度に療養給付費負担金として受けていたものの額が確定をいたしましたので、それを余計に田上町としていただいていたということで国へ返還する分、1,257万9,000円を今回医療費分としていただいているわけですが、それを返還する必要があるということで今回補正をお願いするものであります。

国保につきましては以上であります。

続きまして、後期高齢者特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきますので、議案書83ページのほうごらんいただきたいと思えます。後期の関係であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億2,729万9,000円とするものでございます。

その主な内容としましては、歳入では先ほどの国保と同じように保険料の関係、それから繰入金の関係がそれぞれ額の確定によりまして増減整理をお願いするという部分でありますし、歳出では保険料を歳入で減額する関係で広域連合への納付金の減額等をお願いするという内容になります。

それでは、議案書の88ページをごらんいただきたいと思えます。歳入の関係になります。1款後期高齢者医療保険料、1項同じくでありまして、1目、2目、特別徴収、普通徴収、それぞれ特別徴収は125万2,000円、普通徴収については66万円の減額、合わせまして191万2,000円の減額をお願いしたいという内容であります。これにつきましては、後期高齢者広域連合からの通知によるものでございまして、当

初見込んでいたよりも7割軽減を受けられる対象者が多くなったことによりましてこれら減額が生じてくるという内容でございます。

続きまして、4款繰入金、一般会計繰入金、3目長寿・健康増進事業繰入金の関係になりますが、16万円の減額をお願いするものであります。これにつきましても先ほど保健福祉課長のほうから説明がありました人間ドックの助成等、実績に伴う減額が19万円と、それから健診の事後指導会の参加者分を今度ここからちょっと費用負担してもいいよというふうなことで制度が若干変わった部分がありまして、そこに3万円をちょっと使わせていただいて、差し引き16万円減額というような内容になっておりますので、お願いしたいと思っております。

5款繰越金については、これ平成29年度からの繰越金全額を財源充当していくというような内容でございます。

次に、歳出のほう、89ページのほうをお願いしたいと思います。2款広域連合納付金、1目の後期高齢者医療広域連合納付金の関係であります。これにつきましては131万8,000円の減額をお願いするものであります。納付金につきましては、後期高齢者広域連合より、本算定の通知に基づいて減額をするものでありますけれども、これについては平成29年度の納付金を精算を行った上で、なおかつまだ余る見込みであるということで、131万8,000円を減額させていただきたいということでありまして。

続きまして、3款諸支出金、1目の一般会計繰出金の関係であります。265万円の増額ということで、平成29年度分の精算金ということで、一般会計に繰り出しをさせていただくという内容でございます。

それから、3款の諸支出金、1目の長寿・健康増進事業費の関係になりますが、これ歳入で補正いたしました16万円を減額させていただく内容でありまして、先ほど歳入のほうで説明させていただいた内容どおりになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの議案第20号について質疑に入ります。ご質疑のある方質問願います。

なければこれで議案第20号について質疑を終了いたします。

次に、議案第21号を議題といたします。質疑のある方ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 直近で結構なのですが、あるいは直近がわからなければ過年度でも結構ですが、後期高齢者の75歳以上の田上町の人口お知らせください。

町民課長（田中國明君） 平成30年度の直近の保険料の積算の結果の中でいいますと2,044人という数になろうかと思えます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに質問ございませんでしょうか。

ほかにないようですので、議案第21号に対する質疑は終了いたします。

ちょっと休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。20分までトイレ休憩ということで、ちょっと休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

午前10時19分 再 開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、時間が少し早いようでございますが、再開いたします。

次に、議案第22号、議案第23号を一括議題とし、説明が終わりましたら1議案ずつ質疑を受けたいと思えます。

保健福祉課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の91ページをお願いいたします。

まず、議案第22号です。平成30年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出50万円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を4,165万7,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、訪問件数が年度末に至りまして増えていることに伴いまして、それに関係する経費を増額をお願いするものでございます。

それでは、96ページが歳入、97ページが歳出になります。まず、歳入につきましては今回の件数に合わせて、今の実績、あるいは今後の見込み等によりまして訪問看護料の関係、療養費、これは加入保険者分ですが、利用料、個人負担分それぞれ補正をお願いをするものでございます。

それから、97ページ、1款総務費、1項1目の一般管理費50万円でございます。訪問看護その他事業50万円、賃金、これ臨時の職員分でございますが、訪問看護は正職4人、臨時が3人ということで業務を行っております。当初予算の段階では月84件、約1,008件ということで、今までの実績等を見た中で予算計上を实はしております。1月末の実績を見ますと956件、月で見ますと約96件程度ということで、ここで当初では84件見ておりましたから、12件程度不足になってくるということもありますので、これからの訪問等を含めまして不足が見込まれる分を今回追加で補正をお願いするものでございます。

訪問看護につきましては以上でございます。

続きまして、98ページ、議案第23号をお願いいたします。平成30年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出総額からそれぞれ3,431万9,000円の減額をお願いしまして、歳入歳出予算の総額を13億7,110万8,000円とするものでございます。先ほど一般会計等でも説明をさせていただきましたけれども、例年この時期になりますと給付費関係につきまして国、県、支払基金それぞれに変更申請、あるいは支払基金は毎月数字を報告しておるわけですが、そういう部分の実績、それから今後の見込み等を国、県、支払基金から通知が来ます。それに合わせて歳入のほうは減額をしておりますし、歳出につきましては、給付費につきましては今後の見込みも含めまして、若干ちょっと余裕を見て、支払いができないとうまくありませんので、そういう形での補正をお願いしているのが主な内容でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書の103ページをお願いをいたします。まず、歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金ですが、752万1,000円の減額でございます。主に国庫負担金、国が負担する分、主に約20%相当になるわけですが、先ほど申し上げました変更申請、一応11月の給付見込み等で国のほうに変更申請を上げ、プラス12月から今後の見込みを全体的に国のほうで見て、国の予算枠もありますので、そういう形での通知が来ておりますので、それに合わせて減額をさせていただいている内容でございます。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金1,238万5,000円、これ5%相当になりますけれども、これも同様のものがございます。

2目の地域支援事業交付金175万5,000円の減額、これにつきましても同様でございます。20%相当を地域支援ということで国庫補助で受け入れるものがございます。

それから、次の4目、5目、当初予算額がございません。これ新規でございますが、まずは4目の保険者機能強化推進交付金203万2,000円の今回新規での補正をお願いするものでございまして、これにつきましては平成30年度、国のほうでは平成29年度に地域包括ケアということで、国の関係で法律改正がございまして、平成30年度からこういう保険者機能強化推進交付金という名目で、国の予算としては全体で200億円を予算計上し、市町村が190億円、県が10億円ということで、それぞれの市町村で地域支援事業を行っているわけですが、これにつきまして国のほうでいろいろな点数項目、要するに点数をつけて、その点数に応じて交付しますよと。要は財政的なインセンティブを国のほうで図るという形で平成30年度からこの予算

措置されて、今回補正をお願いするものでございます。当初の段階でうちのほうではその辺がどの程度来ると見込めませんでしたし、予算計上の時期は間に合いませんでしたので、今回ゼロと、予算計上はございませんでした。具体的にはこの項目が市町村向けの評価指数は全部で61項目、かなりの項目がございます。点数が合計すると612点でございます。それぞれかなりの項目をそれぞれ点数づけをしました。田上町につきましては、今回612点のうち419点、約68%ほどになりました。これは、最終的には全国的に国は公表するという形になってはいますが、今まだちょっと詳細な部分がありませんが、県のほうもそれぞれの市町村の情報を持っているらしいですが、なかなかはっきりとまだ公表、県としては公表しないというスタンスをとっているらしくて、いろいろ聞くと県平均から若干落ちている程度で、そんなに驚くほど差はないよというような形で県からは確認をとれておりますけれども、今回そういう形で初めて取り組んだということもございますので、今後また、なかなか項目によっては実際すぐとれるかとれないかという項目がありますけれども、内容によっては今後市町村なりの情報共有をしながら、取り組みができて点数がとれる部分については少し平成31年度以降研究をしていきたいなというふうには考えております。そういう形のものが今回新規で受け入れをするものでございます。

続きまして、5目の介護保険事業費の補助金、これにつきましては説明欄にありますとおりシステム改修、国の制度改正に伴いまして、うちでいう電算のシステムの改修につきまして、その経費につきまして国が2分の1を補助するという形になっておりまして、今回56万4,000円の受け入れをするものでございまして、内容的には2本あります。最初のほうではまたご説明をいたしますが、当初予算の段階で、平成30年度から高額の関係で、医療費合算の関係で少し限度額の見直しがあるということで、それシステム改修ということで、これは歳出のほうで予算計上しておりました。歳入がどの程度来るとちょっと見込みが立ちませんでしたので、この分については一般会計の繰り入れということで立てかえをしていただいておりますので、後ほどこの分は一般会計にお戻しするような補正が出てきますので、その辺で説明をさせていただきますし、もう一つにつきましてはこの10月に消費税が10%に上がるという関係もございまして、国のほうで介護保険の関係で低所得者の保険料の軽減を強化するという形に伴いまして、それに関係する電算の改修経費、これにつきまして今回歳出のほうで見えてありますが、この関係の2分の1を受け入れるというような内容でございます。

続きまして、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金でございますが、

こちらにつきましても同様でございます。27%、これは2号被保険者が負担するものでございますので、これも同様に実績プラス今後の見込みに伴いまして、支払基金から通知が来ている内容でございます。

続きまして、めくっていただきまして104ページ、同じく2目の地域支援事業交付金につきましても同様でございます。

それから、5款県支出金、1項県負担金、1目の介護給付費負担金、2項県補助金、地域支援事業交付金、これらにつきましても国、支払基金同様に変更申請、今後の実績を見込みまして、額がある程度確定しておりますので、その関係で減額をしております。大体12.5%相当を県のほうが負担、補助するといった内容でございます。

続きまして、105ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましてもは393万8,000円。これも市町村分ということで12.5%ということで、先ほどの県よりは減額幅は少ないのですけれども、一般会計からは今後の介護給付費の見込み部分を若干見た上で、減額をさせていただいているところでございます。

2目地域支援事業繰入金101万円、これも同様の部分でございまして、市町村分としては12.5%の負担でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金6万5,000円でございますが、これにつきましては額が確定をしたということで、これにつきまして国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1という形になっておりますので、確定した部分で不足する部分を今回繰り入れをお願いするものでございます。

5目その他一般会計繰入金35万円の減額でございます。これが先ほど申し上げましたようにシステム改修経費、国費の補助金が確定したということで、立てかえていただいた分を今回一般会計に戻すというような形でございます。

続きまして、2項1目介護給付費準備基金の繰入金、今回国、県、支払基金で減額をしますけれども、給付費等の調整の関係もございまして、不足する財源を今回基金のほうから繰り入れをお願いするものでございまして、1,868万5,000円の繰り入れをお願いするものでございます。そういたしますと、今現在でございますが、平成30年度末の見込みとしては約1億3,640万円の基金残高見込みという形になります。

それでは、めくっていただきまして、106ページ、歳出になります。1款総務費、1項1目一般管理費21万4,000円でございます。13節委託料、先ほど歳入の電算システム改修のときに補助金のところで若干説明をさせていただきましたように、この

10月から消費税が引き上げされることに伴いまして、保険料の低所得者の軽減強化ということで国のほうで考えておりますので、それらに関係するシステム改修経費を予算計上しておる内容でございます。

それから、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目在宅介護サービス給付費、それから107ページの2目地域密着型介護サービス給付費、1,800万円、1,500万円それぞれ減額ということですが、今現在の実績プラス今後の見込みを踏まえた中で、それぞれ減額をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、108ページでございます。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費150万円の増額をお願いしているものですが、これにつきましては施設に入った方の食費、あるいは居住費を所得に応じて負担を軽減しているわけですが、これにつきましては実績等、それから今後の見込みを見ますと不足が見込まれる関係で、今回補正をお願いするものでございます。12月議会でしたか、施設に入所される方が当初で見ていたより大分増えてきたというようなこととお話をさせていただいたと思うのですが、それらの関係の影響もございまして、今回この部分不足が見込まれることで補正をお願いするものでございます。

それから、最後、3款地域支援事業、2項一般介護予防事業、1目介護予防事業ということで、303万3,000円の減額でございます。介護保険のほうで介護予防教室ということで、足腰しゃんしゃんアクティブシニアということでスポーツ協会のほうに委託をして事業をしております。予算の段階で場合によっては会場を見直しすとか回数を増やしてはということいろいろ話があったのですが、なかなか結論が出ない関係で予算を少し余計に見ていたというのが現状でございます。現実的には平成29年度見込み程度ということで今回減額をしますけれども、回数を増やすことでやっぱり一番かかる部分がバスを回していますけれども、その辺で1回増やすことで大体100万円単位ぐらいから増えるということで、募集もしましたけれども、そこまで、回数増やすまでにはいきませんでしたので、今回こういう形で減額をさせていただきました。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

それでは、議案第22号について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言願います。

しばらくにしてないようですので、議案第22号の質疑は終了いたします。

次に、議案第23号を議題といたします。質疑のある方ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 今補正についてお話がありましたが、介護保険の適用を受けて特別養護老人ホームに入りたいと希望する人たちが現実に田上町でどのぐらいいるのか。また、昔であると希望者は介護1から入れたわけですが、今は法律によって介護3からしかたしか入れなくなったと思う。執行していると思うのですが、そのもとでも入所待ちという実態があるのかどうか、そういう点について報告してください。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 12月末現在で77名いらっしゃいます。

13番（高橋秀昌君） 何が。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 待機者が。そういう質問でよろしいでしょうか。3以上でどうかというご質問だったかと思うのですが、65名。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 皆さん既にご存じだと思うのですが、田上町にあります介護施設、特養は、当時町が土地を買い、そして施設等については近隣市町村がそれぞれお金を出し合って作ったものであります。その後いろいろベッドを戻したり入れたりということで、田上町が使えるようになったようではありますが、それでは伺いたいだけけれども、65名が待機者、77名というのは介護度3以下の人が入っているということですよ、希望者で。65名が待機者になっているわけなのだとすることは、現在あの施設は100%稼働しておって、入れないのだという事態だというふうに理解してよろしいですか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） はい、そうです。高橋委員がおっしゃるとおり、いっぱいです。

13番（高橋秀昌君） 私が数カ月前、二、三カ月、もうちょっと前に聞いたところによれば、ベッドはあいているのに、入りたくても入れない。それは、職員が足りなくて入れないのだという話を聞いたのですが、そういうことはあり得ないと。現在は全部職員も対応できるし、ベッド数もしっかりと埋まっているのだよというふうに理解してよろしいですか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 高橋委員がいつどう聞かれたかあれですけども、そういう認識ではないです。

13番（高橋秀昌君） 100%埋まっていると。

保健福祉課長（鈴木和弘君） はい。

13番（高橋秀昌君） そうすると、あの施設はできてしばらくたってから、今から七、八年前に増床をやったのです、住民の強い要求があつて。それも今満杯になって、

足りないのだというふうに認識してよろしいでしょうか。ベッドがあいていない。

保健福祉課長（鈴木和弘君） たしか人数的にいうと足りないというような現実でありますけれども、先ほどの77名ということでお話をさせていただきましたけれども、その77名のうち在宅で該当するのが33人いらっしゃいます。このほかは現実的にそのほか施設入っていたり、そういう部分でできれば別のところという形で出している方もいますから、現実的に在宅でどうかというと33名。だから、見るのであれば……その33名のうち要介護が3以上は26名。その在宅のうち、内訳としてひとり暮らしの方は4人おります。3以上は、これ人数少ないので、申し上げます。ひとり暮らしで4人おりますので、33のうち4人おりますので、要介護2が1人、要介護3が2、要介護5が1人。ただ、この要介護5の人は今現実的にはロングショートということで利用していますので、それはあき待ちという状態でありますので、こういう部分からすると、本当に在宅でひとり暮らしでという部分から見るとそこまではないかと思えますけれども、待機という数字だけで見ればこの数字が出れば足りないのかなというふうな部分がありますけれども、現実的にはこの前12月にお話もしましたとおりにほかの施設、平成30年の4月1日からは燕愛宕の園というところに4人ということで、そういうところにも施設がどんどん入っているという現状もありますから、一応基本的にはどこの施設にも入所はできるような形にはなっていますので、今すぐ足りないかということ、数字とその部分からするとなかなか難しいかと思うのですけれども、今はそういう現状だということです。

13番（高橋秀昌君） 私は、今課長の捉え方は誤りがあると思っていますのです。なぜかということ、民間が経営したところは一般に高いです。でも、特別養護老人ホーム自体が特別安いわけではないのですが、ご存じのように比較的安いのです。その上、介護保険の本来の趣旨は、自分の行きたいところには行けるという前提だったのです。だからこそ介護保険料を払っているわけです。ところが、現実には待機者といわれる方々は、特別養護老人に入りたいという待機者ですから、本来の保険の趣旨からすれば希望するところに入れるというのは本来の姿です。しかし、残念ながら町村でそれが全部解決することはできないと。なぜなら国の政策が大きく影響しているということがありますから、それを市町村の責任にするという考えは私もないのです。しかしながら、捉え方としてみれば特別養護老人ホームに入りたいけれども、ほかの施設に入っているから、いいのだという考え方は間違っていると思うのです。特別養護老人ホームには入れないから、やむを得ずほかの施設に、高い施設に入っているのだと、そういうふうに捉えるのが介護保険の本来の見方だと思うのです。

だから、そういう見方を課の中でも全庁的にもやっぱり意思疎通をして、しっかりと介護保険の趣旨に合った状況を見ると。もちろん民間の施設はけしからぬという考え方ではないです、私の言っているのは。民間の施設は排除しろという考え方ではありません。あくまでも被保険者が希望するところに入れるというのがこの保険の趣旨でありますから、その前提でやっぱり物を見ていく必要があるということを一いつ確認させていただきたいと思います。

それで、もう一度確認します。もちろん特養というのはどこでも入れるわけですが、田上町にある特別養護老人ホームは全て満床で入れないのですよと、決してベッドがあいていて入れないとは違いますよということについて間違いはないか確認しておきます。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 確かに高橋委員がおっしゃるとおりです。それで、先ほど私が言った燕愛宕の園というのは特別養護老人ホームになりますので、これは基本的には金額的には変わらないということになりますので、その辺ご理解いただきたいと思いますし、確かにおっしゃるとおりだと思います。本当はその施設を作って、必要な分のサービス提供するのが介護保険の趣旨だと思います。

それから、先ほど高橋委員がおっしゃる、当然施設を作ることによって、何に影響するかという部分では介護保険料に影響してくる分がありますから、本来であればどんどん、どんどん作って、それなりのものを整備すれば一番いいのでしょうけれども、それに伴う部分というのは当然保険料、1号被保険者の分が負担の部分が出てきますから、言われるようにもう少し国費なりそういう部分を厚くしてくれればそれなりにいいのでしょうけれども、そういった部分もなかなかありますので、一概にはなかなか簡単に施設が作れないという部分は正直なところあるのかなと思いますし……

13番（高橋秀昌君） 今作れと要求しているのではないのです。捉え方を言っています。

保健福祉課長（鈴木和弘君） そういう認識ではおります。

それから、うちの認識、先ほどあじさいの里の認識としては、うちはもう100%だというふうな認識ではおります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに議案第23号について質問のある方。

では、すみません。私のほうから1つお聞きしたいのですけれども、106ページ、107ページの居宅介護サービスと地域密着型サービスについて、私も余りよくわからないので、お聞きしたいのですけれども、これは要介護、支援の方が自宅で介護を受けたり、自宅で住みながら受けるサービスだと思っているのです。そうすると、

大体固定しているのではないかと思いましたがけれども、ここに来て1,500万円とか1,800万円余ってきているというのが見込みで出ているのですけれども、これぐらいやっぱり担当者が決まっています、そこに行って介護を移動するとか何かならなくても、ぎりぎりいっぱいサービスをする人がいて余るといふか、そこら辺どうしてこんなにたくさんの金額が余ったのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 基本的には使う人数が決まっているというよりは、認定者がだんだん増えてくるわけですから、あくまでも予算を作るときはどの程度、過去の状況を見て、1人当たり、1件当たり幾らですよということで若干の伸びを、国からこれだけ伸びるのではないかということで見込んで作るわけですから、それがフルで使えば足りなくなれば補正をしますし、余ればそういう形。ですから、どういうサービスを使って、どういう形になるかによって数字というのは変わってきますから、一概には。ですから、総トータルで見てもらうと5億1,500万円だから、大したことはないというふうに捉えるか捉えないかという判断かと思うのですけれども、全体的には予算的にはそんな形でちょっと見ているというのが現実ですので、どういうサービスを使って、どういうことができるかという部分によってはやっぱりこの部分というのは動いていきますので、なかなかぴったりということにいかないというのは少し理解していただきたいなと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、このぐらいの数字は、金額は仕方がない、あり得るといふか、皆さんに不自由をかけないためにはこのぐらいの予算をとっておくといふか、そういうような温かい気持ちで見ているわけでしょうか。

保健福祉課長（鈴木和弘君） 温かいといふか、基本的には今国保給付費が足りませんけれども、やっぱりまず国保もそうです。介護保険というのはまずは普通は歳入に応じて歳出というふうになるのしょうけれども、こういう会計自身は給付をどの程度見るかによって、それに合わせて歳入見るといふ関係出てくる。まず、歳出をいかにどういうふうに見込みかということから始まりますから、正直歳入が見込みがなければこれ下げればよいという発想にはなりませんけれども、給付は言われるようにかかってから2カ月後ぐらいで精算が来たりする部分もありますから、やはりそういう部分では少し余計目に見ているのは現状だと思います。当然それに合わせて歳入も法定の先ほど言ったように合わせて決まってくるから、今回給付が下がったから、それを見込んで負担も減ってくる。逆に足りなければ当然のごとく、12月議会で説明をさせていただきましたように、当初見ていたよりも施設の入所が増えましたといふのは、当初うちが見ていたよりも施設に入られる方が増えたという形

になれば、足りなければ当然それは増やしますから、そういう部分でいうとなかなかこの数字をきれいに見るといのは正直なかなか至難のわざかなというふうに思っています。

社会文教常任委員長（松原良彦君） わかりました。ありがとうございました。

質問はありませんでしょうか。

質問がないようでございますので、議案第23号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり決しました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の案件の審査は全て終了いたしました。執行の皆様、大変ご苦労さまでございました。委員の方、もう少しお待ちください。

それでは、請願審査の件に入りたいと思います。今回請願申請につきまして、高橋委員のほうが紹介議員になっておりますので、説明をお願いします。

13番(高橋秀昌君) 全日本年金者組合新潟県本部というところが加茂田上支部というのがありまして、そこから要請を受けまして、私と関根さんが紹介議員ということで提出させていただきました。

年金者組合は、全国に組織がありまして、様々な活動をやっているようであります。お互いの親睦を深める交流やら、国に対して年金の改善を要求するやらいろいろやっているところなのだそうであります。

そこで、今回の請願趣旨は皆さんのお手元に配られているとおりであります。要は老齢年金等の支給額を改善すること、つまり増やしてほしいということなのです。

それで、2つ目は年金支給を隔月から毎月支給にしてほしいというのが年金者組合の、これを議会で認めていただいて、意見書として出していただきたいというふうな趣旨であります。

なお、各派の代表者には年金者組合から送られてきました特例水準の解消という資料2というのと、もう一種類をお渡ししてあるはずであります、厚生労働省の平成27年度年金改定についてというものについて、各会派代表者にお渡しをしておりますので、皆さんは既にそれをお持ちかと思えます。これは、実はインターネットから取り寄せたものに基づいたものであります、そういうことからしてもこの請願については正当性を持っているなということを私は受けとめて紹介議員にさせていただいたわけであり、ぜひ審議をされて、可決されることを期待するものであります。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

ただいま紹介議員の高橋さんから老齢年金、基礎年金等の支給額を改善すること、2つ目として年金支給を隔月支給から毎月支給に変更すること等の説明がございました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言願います。

14番（小池真一郎君） 何でも審議をしないでいきなり採決というのもあれなので、実はこの請願書を見ている中で、ここに書いてあるのは全て受給者のことを考えて、年金が減ることによって大変ですという意味の趣旨であろうと思うのですが、一方で私どもが心配するのはマクロ経済スライドを導入した経緯の中で、受ける側とこれを支えている皆さんのバランスが、恐らく人口減少という形でバランスが崩れてきたためにこういう制度を導入しなければならなかったのではないかと私は勝手にそう思っているのですが、ここの中で残念ながらこの制度を維持するための対策、方法などは考えたのかどうか。そうでないと、もらう側は何とかしなさいよ、今支えている皆さんはさらに今後かける年金が上がってくるような状態が生まれてくることを考えると、その辺のバランスが崩れておりますので、その辺の対策をこの請願者の皆さんがどう考えているのかというのをもしありましたら。

13番（高橋秀昌君） マクロ経済などを導入して、年金を引き下げていったのが、皆さんのお手元にこういうのが多分行っているよね、こういうの。したがって、現実に平成14年度を境にして下げられてきているということは皆さんお認めになられると思うのです。今のご趣旨ですが、下げるからには支出する側の都合があるのではないかと、国側の。そこのところをどう考えればいいのかという素朴な疑問です。実は我々全部、60過ぎていない人もいるけれども、今皆さんが若いときに年金の掛金

を掛けてこられました。それが日本全体で200兆円年金基金としてためられてきました。ところが、小泉内閣の時代だと思うのですが、これを投資に使ってもいいと、投機に使っていいという法律を作り、既に40兆円ものお金がすられてしてしまいました。ところが、これに対しては何ら責任を負うこともない。では、あと160兆円残っているわけですが、実は政府は今どういうふうになっているかということ、そこに手をつけないで、若い人たちの年金の掛金から我々のところに支給するという仕組みを変えたのだそうです。そういうふうになれば、今小池さんがおっしゃったように若い人たちの数が少なくなっているわけだから、しかも正規職員が大幅に減らされていますから、掛金は減ります。全体として、我々のときより。そして、高齢者の数が増えるわけですから、当然その範囲内のやりくりでは収支が合わなくなる。そこでマクロ経済なるものを持ち出してきて、年金支給を下げようという方向に行ったわけです。一番大切な皆さん方が若いとき、18歳のとき、あるいは大学卒業してからお金を払い続けてきて200兆円あったものについて、これを支給するというのが本来の建前なのです。それをやらないということ自体が大問題ではないかというように思うのです。そういうことをきちんとやれば、今小池さんが心配された若い人に負担がかかるということにはならないのです。それは、つい最近そういう仕組みに変えたと私聞いていますけれども、とんでもない話だと思っているのですが、そういう状況があるということです。そういうことでよろしいでしょうか。つまり金はちゃんとあると。そこに手をつければいい話なのだということなのです。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 今高橋委員からお話が出ましたけれども、そのほかに質問のある方ございませんでしょうか。

社会文教常任副委員長（小嶋謙一君） 私実は年金を受け取るときに、三条の年金事務所へ行きまして、今正直職員から聞いたのは、今高橋さんが言われると全く真逆のことでありまして、私たちが納めていた年金は当時の年寄りを養ったと言うと悪いけれども、出ていたそうです。私は、てっきり高橋さんが言われるように積み立てだと思っていたのです。私が老後のときのためだと思って、高いのを引かれて、積み立てだと思っていたのだけれども、年金事務所の説明によるとそうではないのですよ、積み立てではないのですよということ言われまして、それで今度私たちが今いろいろお世話になっているのは、高橋さん言われる若い人たちからの納めているのを私たち世話になっているものだから、当時私たちが掛けたものに対してサービスがちょっと低いなと思っているのはみんなそうだと思うのですけれども、実態はそうらしいのです。私たち納めていたのは、既に当時の老人の人たちを養っていた

ということなのだそうです。それで、なおかつ言うと結構余ったと思うのです、当時もバブルで景気よかったから。だから、ああいうグリーンピア津南だとか、もろもろああいう。それは、もう国策がだめだったのだけれども、ああいうことをやったのだと思っています。やっぱり今言ったように高橋さん言われるようなことには今なっていないのだと思うのですが、その140兆円残っているものというのは果たしてどうかなと私は思いますので。それであえて言うと、さらに言うとマクロのスライド式というのはやっぱり今後の年金を維持していく、私もやっかいになっている年金を維持していくにも、スライドというのはやっぱり国はやむを得ない方法だったのかなと思っています。

13番（高橋秀昌君） 年金機構が言ったことは、いつ言ったかによって違います。実は私らが若いときに、これは将来あなたたちに支給させるための年金ですよということを言っているし、国会でも世界に類がないと、年金の掛金を30年間もためて支給するというのは世界にも例がないのですよと国会論戦が行われているのです。つまりあの時代は、当時の人たちが掛けた掛金は全てそういうふうに基金の中にため込まれた。だから、基金が200兆円もたまります。でしょう。それで、今年年金機構に行けば、今は違いますよと。今は皆さんの年金支給は、今の若い人たちが働いたのから払っているのですよと。これは、法律を変えたからです、途中で。つまり何を狙っているかという、200兆円を年金支給以外に使おうという、そういう流れが作られたということなのです。ここは実際調べてみてください。はっきりしているのです。だから、小泉の時代だか、その後だと思うのですが、年金基金を投機に使ってもいいという法律まで作ったのです。何でそんなの使うのだ。つまり投機に使える、そういうものに使えば大きなお金持っている人たちは利益を生むわけでしょう。そういうふうに使われている。つまり今のそのことを知っている人たちはだまされたと言っています。子どものときにあんな高いのを払っていたけれども、それはおまえたちが年とってから安心して暮らせるための基金なのだよというふうに教わってきたのだと。それがいつの間にかそういうふうに変えてしまって、いつの間にかここ最近、最近というのは50年以内のことだと思うのですが、私はそこまでちょっと勉強していないので、したがってそれはもとに戻すということが必要です。そうすることによって、きちっと支払いすることができるということが1つ。

もう一つは、大事な点は、ここにもあるように田上町が、例えば今小池さんもおっしゃった。そんな言ったら国が銭がないので、仕方ないだろうという論理で仮に見たとしても、田上町で年間2億円もの年金が減らされているということになれ

ば、これは地域経済にとって非常に大きなマイナスになるはずですが、中小零細の商店街の人たちは、そこに働く人たちの労働者の賃金とともに、そこに暮らす年金の生活者の人たちの消費というもので支えられている一面があると思いませんか。今およそ3割もの人たちが年金をもらっているのです。この人たちがやっぱりまともにお金をもらうということは、地域の購買力を発展させるということにほかならないのではないですか。もちろんそれだけでは足りないわけですが、そういう面では私は国のありようを心配するよりも、この地域をどうやって興していくか。年金者一人ひとりのところにお金を受けるということは、それが消費につながるのだという視点が今大事だと思います。ちょっと余計な話ですみません。

社会文教常任委員長（松原良彦君）　ただいま高橋委員もお話をいたしましたけれども、ほかにございませんでしょうか。

13番（高橋秀昌君）　もう一つ、質問がなければ俺のほうからいいですか。実はこういう話を聞きましたので、調べてきた。今2カ月に1遍支給されている。それを1カ月に1遍にすると国の金がかかるのではないかという話があったよという話を聞きましたので、ちょっと調べてみて俺も驚いたのですが、実は世界的には毎月支給しているのがスイス、カナダ、アメリカ、ポルトガル、フランス、ドイツが毎月支給しているのだそうです。2週間に1遍支給しているのがニュージーランドで、それから毎週支給しているのがイギリスなのだそうです。国は百九十幾つもありますから、その中で恐らくこれはいいところだけとったのだらうなとは思いますが、発達した資本主義国と言えるところの人たちはほぼ毎月出しているよという。イギリスなんかでは毎週出しているよということがあります。そこで、これ私もチラシを見て驚いたのだけれども、1961年、国民年金制度が始まったときは、実は3カ月に1回しか支給しなかったのだそうです。それがその後粘り強い国民の取り組みの中で2カ月に1回になったのが1989年。つまり28年たって、ようやく2カ月に1回支給されるようになったのだそうです。それ以来30年弱月日が流れていて、今年年金者組合だけではなくて、政令指定都市でも国民年金の改善要求の中では毎月支給をやってくれというのが要求されているのだそうです。そういう状況がありますので、決して年金者組合のメンバーがひとりよがりですべて毎月出せと言っているのではなくて、政令指定都市の中でもそういう要求を国にしているところがあるのだよということをお金の年金者組合のピラの中で知りました。これうそは書かないと思うのです。実際公益な団体でありますから、やっていると思うのです。そういうことありますので、2カ月に1遍出すのは経費がかかるということが理由になっているとすれば、

逆に言えば労働者の賃金をでは経費がかかるから、2カ月に1遍支給していいのかと。そんなのダメですよ。誰もが報酬は1カ月に1遍ずつ、日本で1週間に1遍ずつ出せなんてことはないですけども、1カ月に1回は支給するわけですから、年金を受け取る人たちも1カ月に1遍受給を受けて何ら不思議はないというふうに考えますので、ぜひよろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかございませんか。

しばらくにしてないようですので、請願第1号に対する質疑は終了いたします。
これより討論及び採決を行います。

請願第1号についてご意見のある方ご発言願います。

14番（小池真一郎君） 隣の委員から聞いているとますますわからないというか、ちょっと今混乱しておりますけれども、明らかに私は今この時代、人口バランスが完全に崩れてきているのだろうと。どうあれこの年金も誰かが支える、そういう状態があります。そういう意味で、私はこの年金スライド制を導入してバランスをとる。これは、やっぱり必要なのだろうと私は考えているのです。私は、受給を受ける側でありますので、それは当然下がってほしくないのではありますが、今後それを支えていく皆さんのことも考えた場合本請願は不採択とっております。先ほど月払いにしてほしいという部分もありました。私自身も考えたとき、今2カ月に1遍のを1カ月にする。それ何がメリットがあるかと。それは、買い物とかなんとかということを考えれば当然1カ月ごとに来たほうがよいかもしれませんが、先ほど私もほかのところを調べますと、明らかにそのために経費も間違いなくかかってくるという部分もありますので、今回の請願は不採択の討論といたします。

13番（高橋秀昌君） 先ほどるる説明させてもらいましたが、やはり年金生活者の安定、それから地域の経済、こういうことを大事にするという視点ではこうした団体の要望を採択するのが筋ではないかと思えます。もともと国の失策によって生まれたものでありますから、国が責任を持ってやるというのが当たり前ではないでしょうか。そういう点ではこの請願については採択することに賛成いたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに。

それでは、しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

今回は起立採決を行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 起立1名でございます。

それでは、この請願第1号は不採択と決定いたしました。

以上でこれで終わります。

午前11時15分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成31年3月6日

社会文教常任委員長 松原良彦